

病院内の転倒・転落事故

【質問】

最近、病院内で患者さんがベッドから降りようとした際に転倒する事故がありました。幸い大きなけがには至りませんでした。患者さんの転倒・転落事故について、医療機関側としてどのような責任を負うのでしょうか。

【回答】

病院内における患者の転倒、転落などの事故は少なくありません。特に、高齢の患者などの場合、その危険が大きいといえます。

転倒事故は、ベッド、トイレ、浴室、廊下などに集中して起こり、また、転落事故は階段からの転落、窓からの転落が多いようです。

患者の転倒・転落事故についての責任は①医療機関の施設面での安全性と②患者の状態から予想される危険性との2点から考えられます。

①病院内の器具設備や施設面で通常備えるべき安全性を欠いており、そのことから事故が生じたときは医療機関側は責任を免れません。

したがって、医療機関側としては器具設備や施設の安全性を確保することが最大の対策となります。

器具設備や施設の安全性を定期的に点検することは当然のこととして、危ないと思ったら放置せずに修理や新品に取り替えるとかの作業が必須です。

また、器具設備の使用上の注意をわかりやすく表示するなど、事故防止のために十分な措置をとることも必要です。

ベッドの横の窓が開放されていたり、施設や器具の老朽化がわかっていながらまだ大丈夫だろうという考えが重大事故につながるのですから、現場で気がついたらすぐに責任者に報告し、責任者の権限と責任で対処できる体制が整っていなければなりません。

②患者の状態に因って事故が生じたときは、医療機関側が通常予想される範囲の防止のための手段を尽くしていたかどうかで責任の有無が判断されます。

適切な患者管理をするには、患者のおかれた状況、症状を的確に把握し、その状況、症状に応じた適切な療養上の措置、介助がなされなければならないことは言うまでもありません。

患者の状態から事故が予想される時は、患者側ごとに医療機関側としてできる対策を講じておくこと、それでも完全に事故を予防できないと予想される時は、それ以上の予防はできないことを明確にして患者側（家族を含めて）に説明しておく必要があります。

たとえば、入院患者がある種の眠剤を服用しているために意識朦朧としているのに、医療機関側が他の入院患者と同様1人でトイレに行かせていてその患者が廊下で転倒したとしたら責任が認められる可能性が高いといえます。他方、歩行に何の差し支えもない入院患者がたまたま廊下でつまずいたというときは、廊下の状況にもよりますが、医療機関側の責任は原則として否定されるでしょう。

医療機関側がこの種の事故をできるだけ防止し、また不幸にして事故が起きたときに責任を不当に問われないために、患者ごとに、①起こりうる事故を予想し（特定し）、②その事故を防止するために医療機関側としてできること、③患者側（本人及び付添家族など）で注意してもらうことの3点を表形式などでまとめたペーパー（事故防止のための説明書）を入院時に渡しておくことも有益です。これは、事故防止のために医療機関側で最大限できることはしていたということを後日のために証拠として残しておくという点でも大切です。

病院内の転倒事故に関する参考判例を紹介します。

多発性脳梗塞で入院していた老女（72歳）が病室内で転倒して死亡した事故につき、担当看護師に介添えを怠った過失があり、その過失と転倒との間に因果関係があるとして、病院側の不法行為責任が認められた事例

【東京高判平15・9・29】

このケースは、多発性脳梗塞の治療のため入院していた72歳の患者が、早朝、病室のベッドの側で後頭部を強打して倒れているところを発見され、急性硬膜下血腫により死亡したというものです。

本判決は、先ず、患者Aは、72歳の高齢の多発性脳梗塞の患者であり、また、上下肢に麻痺があって歩行に不安があったから、担当看護師には、Aがトイレに行き来する際には、必ずAに付添い、転倒事故の発生を防止すべき義務があったとしたうえ、担当看護師が、トイレまでAに同行しながら、トイレの前でAと別れ、Aがトイレで用を済まして病室まで戻るのに同行しなかったのは、右義務に違反するものであると判断しました。

そして、本件ではAの転倒の状況自体が明らかではありませんが、本判決は、Aの転倒事故が発生する際にAがナースコールをしなかったのは、それ以前にAがトイレを済ませてから一人で帰室することを担当看護師から容認されたことが原因になったものと考えられることから、担当看護師が、Aが一人で帰室することを容認し、病室まで付き添わなかった過失と、Aの転倒の間には、因果関係を認めることができるとして、病院側の不法行為責任を認めたものです。